

地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保を求める意見書

道路は、地域住民が生活していく上で不可欠なものであり、また、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本となっている。

しかしながら、和歌山県南部における道路整備は大きく立ち遅れしており、このことが地域の活性化や地域住民の生活環境の向上を阻害しているのが現状である。

当市は、本年5月の5市町村の広域合併により、市域が1,026km²と近畿一の面積となり、市内各地域を結ぶ幹線道路の重要性が一段と増してきているところである。

また、当地域と京阪神都市圏を結ぶ、近畿自動車道紀勢線は現在、みなべ町まで開通し、みなべ～田辺間が平成19年度中の供用開始を目指し工事が進められてはいるものの、高速道路をはじめとする高規格道路は地域の「生活向上の道」であり、また近い将来に発生が憂慮されている東南海・南海地震発生時における国道42号の代替道路や緊急輸送道路ともなる「命の道」でもある。

昨年、熊野古道が「紀伊山地の霊場と参詣道」としてユネスコの世界文化遺産に登録され、国内外から多くの来訪者を迎えることとなったが、魅力ある地域資源を最大限に生かし、地域を活性化していくためにも道路整備の拡充が不可欠なものとなっている。

よって、政府・国会におかれでは、次の事項について留意されるよう強く要望する。

記

1. 地方の道路整備を促進するため、道路特定財源は一般財源化など他に転用することなく、すべて道路整備に充当すること。
2. 地方の自立的発展に不可欠な、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に促進すること。
3. 特に、懸念されている東南海・南海地震に備え、「命の道」でもある高速道路をはじめ主要道路網の早急な整備を図ること。
4. 地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月19日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣
行政改革担当大臣
衆議院議長
参議院議長